

令和9年度 国・都の施策及び予算に関する要望事項（特別区長会独自要望）について

1 取りまとめ方針（令和7年10月29日 特別区企画・財政担当部長会了承）

- (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
- (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
- (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
 - ア 都区財政調整に関する事項
 - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
 - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
- (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
- (5) 繼続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
- (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
- (7) 各区提出数は、全国市長会要望は3事項以内、区長会独自要望（国・都）は5事項以内とする。
- (8) 選定基準
 - ア 政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
 - イ 重 要 性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項の中で、特に優先度の高い事項
 - ウ 実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
 - エ 具 体 性：スローガンのような具体的に欠ける要望ではなく、各区において、実際に問題ないしは課題となっている事項
 - オ 繫 緊 急 性：長期的な懸案事項ではなく、各区が当面している懸案事項

2 要望事項

- (1) 国に対する要望
別紙1 「国の施策及び予算に関する要望事項」のとおり
- (2) 都に対する要望
別紙2 「都の施策及び予算に関する要望事項」のとおり

3 スケジュール

- 令和8年1月中旬 特別区長会事務局へ要望事項の提出
- 令和8年6月 特別区長会総会で要望事項の決定
- 7月以降 国・都への要望活動の実施

【別紙1】

【国の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された6項目のうち次の5項目を選定し、特別区長会事務局へ提出する。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 令和6年度 (令和8年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	児童相談所及び一時保護所に対する支援体制の強化について	児童相談所職員の処遇改善や職員体制の確保などに係る経費等の財政的支援を実施すること。	子ども家庭部	児童相談所及び一時保護所に対する支援体制の強化について (子ども家庭部)
2	ふるさと納税制度の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附本来の趣旨と住民税の受益と負担の関係に即した制度となるよう、廃止を含めた抜本的な見直しをすること。 ・ふるさと納税による減収額の補填は、地方交付税ではなく、国の責任において行うこと。 ・他の寄附の住民税税額控除とバランスのとれた率にすること。 ・ワンストップ特例制度は、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている状況を踏まえ、速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、自治体が負担している所得税控除分を国が地方特例交付金等で補填すること。 	総務部	※ふるさと納税制度の見直しについて (総務部)
3	予防接種について	予防接種法で定める定期予防接種に係る必要な経費を、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。	保健衛生部	※予防接種について (保健衛生部)
4	大都市の生活実態に即した住宅扶助基準の設定について	生活保護基準の設定に際し、昨今の社会的状況の変化に伴う大都市の実態に即した住宅扶助基準の見直しすること。	福祉部	
5	住宅宿泊事業法の規制強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業について、より厳格に営業日数が管理できるよう民泊制度運営システムを改修する等、管理監督できる体制を整備すること。 ・民泊専用物件について、法令に定義すること。 ・住宅宿泊事業者自身による一定期間の居住といえる使用履歴を届出の要件に加えること。 	保健衛生部	
6	旅館業の玄関帳場(フロント)の設置要件について	旅館業について、玄関帳場(フロント)の必置を自治体判断で規定できるようにすること。	保健衛生部	

【別紙2】

【都の施策及び予算に関する要望事項】

各部から提出された5項目を、特別区長会事務局へ提出する。

(四角囲みのもの、No.は優先順位)

No.	件名	概要	所管	【参考】 令和6年度 (令和8年度要望) ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	私立認可保育園等に対するより安定的な運営に資する支援策の実施について	東京都保育従事職員宿舎借り上げ支援事業及び人件費の補助を継続、拡充すること。	子ども家庭部	※私立認可保育園等に対するより安定的な運営に資する支援策の実施について (子ども家庭部)
2	多様な他者との関わりの機会の創出事業について	多様な他者との関わりの機会の創出事業について、補助金額を引き下げることなく引き続き補助を実施すること。	子ども家庭部	
3	医療的ケア児を受け入れている私立認可保育園等に対する支援体制の強化について	医療的ケア児保育支援事業を安定的に実施していくため、実施メニューの看護師及び保育補助者的人件費について、地域の実態を踏まえ、支援を充実すること。	子ども家庭部	※医療的ケア児を受け入れている私立認可保育園等に対する支援体制の強化について (子ども家庭部)
4	配偶者暴力防止への支援体制強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者支援として、区レベルでは補えない広域的な被害者支援体制の継続と、就業・就学支援のための施設を整備すること。 ・多くの被害者が女性であるが、男性、SOGI(性自認、性的指向)に係る相談は増加傾向にあり、安全な被害者保護施設と相談体制を整備すること。 ・再犯防止のため、加害者に対する更生プログラムを早期に導入すること。 ・子どもを連れた被害者が児童手当や各種給付金を受給しやすくなるよう、収入や健康保険の扶養者の要件の緩和について、国に対して要望を行うこと。 ・被害者に対してカウンセリング費用の助成等、ケアに関する支援を整備すること。 	総務部	※配偶者暴力防止への支援体制強化について (総務部)

No.	件 名	概 要	所 管	【参考】 令和6年度 (令和8年度要望) ※印は本区から区長会 事務局へ提出した事項
5	介護事業所の安定的な運営への支援について	都心区の特別な対応として、土地や家賃等の負担軽減に資する支援すること。	福祉部	※介護事業所の安定的な運営への支援について (福祉部)